

平成28年度釜石市中小企業優良勤労者表彰実施要領

1. 目的

釜石市内の中小企業に従事する勤労者（法人企業の兼務役員含む）で、多年業務に精励し、顕著な功績を上げた者、または一般の模範として推奨すべき業務、若しくは善行のあった勤労者を表彰し、もって地域産業の振興発展に寄与する事を目的とする。

2. 主催 釜石市、釜石商工会議所、釜石職業訓練協会

3. 期 日 平成28年11月24日（木）午後5時30分

4. 会 場 ホテルサンルート釜石

5. 表彰の基準

釜石市内の中小企業事業所に従事する従業員（法人企業の兼務役員含む）で、次の各項の何れかに該当する者とする。

【特別表彰】

- (1) 業務上有益な発明または発見をした者
- (2) 災害に際し、危険をかえりみず人命を救助或いは重要な施設・資料を保全した者
- (3) 特に優れた技術・技能を有し、競技会等において入賞した者
- (4) 同一事業所の業務に精励し、他の模範と認められる者

【永年勤続表彰の区分は、つぎの4段階とする】

- ①勤続40年以上を**特号表彰**
- ②勤続30年以上40年未満を**1号表彰**
- ③勤続20年以上30年未満を**2号表彰**
- ④勤続10年以上20年未満を**3号表彰**

※永年勤続表彰の場合、上記勤続年数に達した場合に該当するものとし、同一表彰を二度にわたって受けることはできない。

6. 表彰の推薦手続き

別紙様式による推薦書（様式A：一人別）に必要な事項を記入し、申請事業所が所属する業種別組合等の長の推薦を経て申請するか、若しくは、事業所の代表者の推薦により申請する。なお、前項5の(1)．(2)．(3)に該当する場合の表彰の推薦には、推薦書の他に必要な資料（新聞記事等）を添付するものとする。

7. 優良勤労者決定並びに表彰

各主催団体の代表者は、推薦された者のうちから優良従業員を決定し表彰する。

8. 表彰の取消し

被表彰者の推薦書等に不実の記載があることが判明した場合は、ただちに表彰を取り消すものとする。

9. 推薦締め切り 平成28年10月31日（月）（期限厳守）

10. 負担金

負担金として、受賞者1名につき7,000円（祝賀会費含む）を事業主でご負担願います。負担金は、表彰決定通知後にご納入下さいますようお願い申し上げます。

なお、表彰式終了後、祝賀会を開催致します。

11. 事業主等の祝賀会費

事業主等の祝賀会参加費は、1人3,000円となります。

◎表彰の推薦手続き・お問合せ先

釜石商工会議所〔総務・振興課〕

〒026-0021 釜石市只越町1-4-4

(TEL0193-22-2434 FAX0193-22-1600)